

当金庫の預金商品の概要

1. 商品名	普通預金 T.M (Ten Million 「テン・ミリオン」)
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払戻しできます。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法(頻度) (3)計算方法	(1) 残高が1,000万円以上の場合 ・変動金利 ・毎日の普通預金の店頭表示利率に0.005%付加した利率を適用します。 (2) 残高が1,000万円未満の場合 ・変動金利 ・毎日の普通預金の店頭表示利率を適用します。 ・年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算。
7. 税金	・個人の方の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・法人の方は総合課税となります。
8. 手数料	—————
9. 付加できる特約事項	・個人の方はマル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	—————
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金融情報ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(顧客サポート管理統括部署)(9時~17時、電話:0744-42-9001)にお申し出ください。 紛争解決措置 奈良弁護士会(電話:0742-22-2035)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、奈良県消費生活センター(電話:0742-26-0931)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部(顧客サポート管理統括部署)または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 なお、各弁護士会等に直接申し立てていただくことも可能です。
13. その他参考となる事項	・「総合口座」の取扱いはできません。 ・キャッシュカードは発行できません。 ・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取もできません。